

定例監査の結果

1 監査の期間

平成28年 9月 1日から平成28年10月13日まで

2 監査の対象

(1) 対象部課

子ども部子ども課

・幼稚園（西尾）

・保育園（花ノ木、米津、室場、矢田、一色中部、佐久島、津平、荻原、見影）

(2) 対象期間

平成28年 4月 1日から平成28年 7月31日

3 監査の方法

予算及び事務の執行が関係法令等に準拠して適正かつ効率的に行われているかを主眼に、事前に監査資料の提出を受け説明を求めるとともに、書類審査及び担当職員への質問による審査を実施した。

4 監査の結果

監査の結果は、概ね適正に処理されていると認められた。

しかし、以下に掲げるとおり、改善、是正を要する事項が見受けられた。今後の事務執行にあたっては、これらに十分留意し、その措置を講じられたい。

(1) 子ども課

ア 遊具点検業務において、A判定（危険性が非常に高く、けがをする恐れがあるため使用を控え早急の修理が要求される）とされた遊具について、修理は予定されていたが、修理までの期間の応急措置や使用をさせない等の対応がされていないものがあった。事故に繋がる可能性が高く、安全管理を徹底されたい。

イ 収入印紙を購入しているにもかかわらず、受払簿が作成されていなかった。西尾市物品管理要綱第10条の規定により受付簿を作成し適正な管理をされたい。

ウ あいち森と緑づくり環境活動・学習推進事業交付金について、交付決定時に調定していなかった。西尾市予算決算会計規則に則った事務処理をされたい。

エ 保育士の休日の勤務において、勤務時間の割り振りが週休日と同様の取り扱いで4時間の割り振りをされているものが見受けられた。これにより、本来支給すべき休日勤務手当（135/100）が支給がされていなかった。保育士の休日における勤務の取扱いに注意されたい。

オ 臨時職員の時間外勤務手当の支給事務において、基本給の入力誤りにより、誤った時間外単価で積算し支給していた。支給事務のチェック体制を確立し、適切な事務処理をされたい。

- (2) 幼稚園、保育園等
なし